

## 第4章

# 支援の概要

# 4-1 被災地に寄せられた多くの支援

## 4-1-1 人的支援

北海道胆振東部地震の発生が、平成30年（2018年）9月6日3時7分と未明だったため、当初は被害の全容がつかめなかった。

しかし、時間が経過し、被害状況が明らかになるにつれて、その被害規模が当初の想定を遥かに超えるものであることが判明。厚真町の職員等が単独で対応できるものではないことが明白となった。

こうした事態に、発災直後から消防・警察・自衛隊による人命救助を最優先とする活動が始められた。また、それに続き、国・北海道・他自治体・民間企業やNPO・NGO等ばかりではなく、個人のボランティア・大学等研究機関など、海外や道内外を含む全国各地から、復旧・復興にかかわる様々、かつ大規模な支援が行われた。その延べ人数は3万人以上となった。



国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の支援活動



被害調査支援



技術支援

■関係機関等からの人的支援状況(平成30年12月28日時点)

支援機関等		延べ人数(人)	支援内容
国	国土交通省	北海道開発局	リエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣、ダム・河川対策、河道閉塞対策、砂防対策、タイムライン策定・運用、給水支援等
		気象庁	JETT(気象庁防災対応支援チーム)の派遣、防災気象情報提供、タイムライン策定・運用等
	総務省	北海道総合通信局	880 移動電源車・簡易無線機・ラジオ・臨時災害放送局用設備通信機器貸与、情報収集用ラジオの貸与等
	厚生労働省		DMAT(災害派遣医療チーム)・DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣、保健師の派遣
	環境庁		災害廃棄物現地支援チームの派遣
自治体	東北6県 (対口支援:次ページ参照)		1,497 災害対策本部運営支援 避難所運営支援(運営アドバイス・運営支援等) 罹災証明書交付業務支援
	北海道		6,480 リエゾンの派遣、避難所運営、 罹災証明書交付
	市町村		1,530 土木・上下水道技術支援、応急水道、物資・ 環境業務
警 察		750	人命救助、治安維持
消 防		4,669	緊急消防援助隊(秋田・青森・岩手・宮城・ 東京)の派遣、人命救助・救護
自衛隊	陸上自衛隊		14,359 人命救助、道路啓開、給水・入浴・給食・ 輸送支援 人命救助、道路啓開、給水支援 物資供給・入浴・給食支援
	航空自衛隊		
	海上自衛隊		
合 計		30,165	

出典:「厚真町復旧・復興計画(第1期)」(令和元年11月)

## 対口支援とは

大規模災害の発生時には、現地の自治体職員も被災する上、対策本部や避難所の運営、罹災証明書の交付など膨大な量の業務が短期間に集中し、多くの職員が必要になる。そこで、被災した自治体のパートナーとして特定の自治体を決め、応援職員を派遣するという制度が「対口支援」である。

特に被災地が複数県にまたがる場合、より効率的に応援職員を配置する必要があるが、対口支援により、被災自治体のパートナーが特定されることから、自治体間の支援格差をできるだけ少なくすることが狙いである。パートナー役を担うのは都道府県と政令市であり、都道府県は管内の市区町村と一体となって職員を派遣する。

平成30年（2018年）に制度化された。



対口支援で住宅被害認定調査に当たる福島県福島市の職員



対口支援で罹災証明書交付業務等も進められた



## 4-1-2 支援物資

北海道胆振東部地震の発生を受け、平成30年（2018年）9月6日3時9分に官邸対策室が設置され、（令和元年11月）6時10分に内閣府情報先遣チームが北海道に向けて出発。同日23時には北海道庁内に政府現地連絡調整室が設置された。

翌7日には、内閣府（防災担当）内に、内閣府・農林水産省・経済産業省・国土交通省・防衛省・全日本トラック協会からなる「プッシュ型支援調整会議」が設置され、9月8日より、水・食料・段ボールベッド・携帯電話用充電機など避難所に避難している被災者の生活に不可欠な物資の「プッシュ型支援」（次ページ参照）が開始され、約33万点が供給された。このプッシュ型支援は9月21日要請分をもって終了し、地域主導の調達に移行した。

なお、厚真町では送られてきた支援物資の管理は、当初、総合ケアセンターの健康増進室で行っていたが、それだけでは処理しきれず、あつまスタードームでも管理することとなった。

■北海道胆振東部地震におけるプッシュ型支援物資の一覧（平成30年10月5日時点）

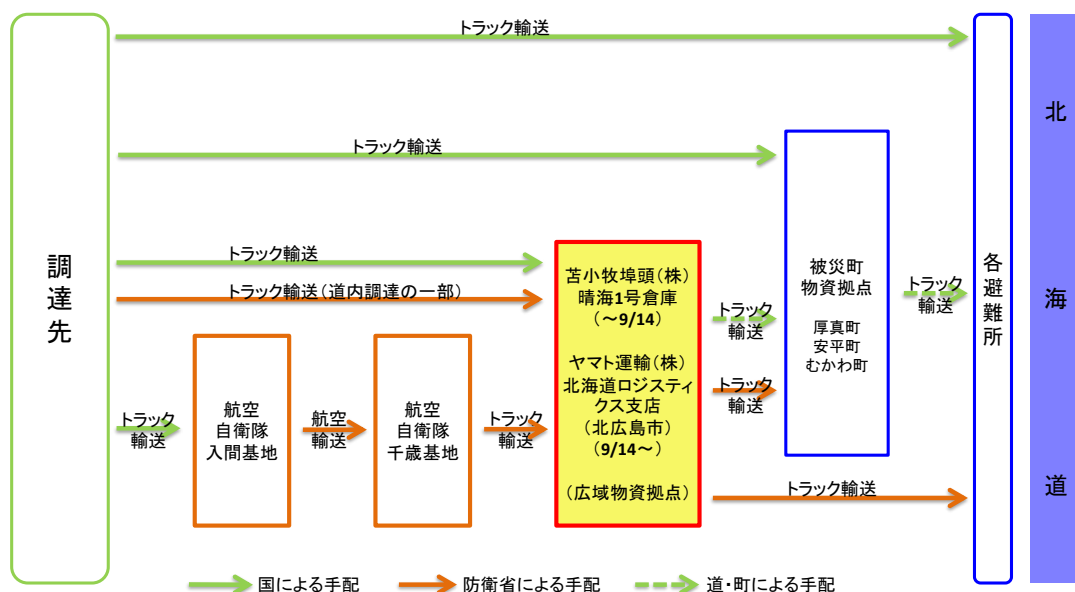
水、飲料関係	水（500ml）	30,528本
	その他飲料	51,768本
食料品		179,040点
携帯用充電機		2,336点
乾電池		15,900点
寝具関係	段ボールベッド	1,400個
	パーテーション	800点
	毛布	2,256枚
衣類		6,260点
携帯トレイ		2,000点
生活用品	トイレトペーパー	4,200点
	紙食器	4,000点
	その他（タオル・石鹸等）	24,313点
暖房器具		47点
洗濯機・乾燥機		各33台
資材	土のう袋	1,000枚
	その他（一輪車・スコップ等）	645点
燃料	15病院に対して非常用発電機用の燃料を補給	

出典：平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会「平成30年北海道胆振東部地震における内閣府（防災担当）の活動」

## プッシュ型支援とは

大規模地震発生時には、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が、数日で枯渇する一方、大規模地震発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このような大規模地震発生時に国は、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する必要がある。これを「プッシュ型支援」と呼ぶ。

### 【プッシュ型支援の物資輸送の流れ】



出典：北海道ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震における内閣府（防災担当）の活動」

主に広域物資拠点までの輸送を国が担い、被災町物資拠点等への輸送は自治体が対応。北海道内においては、停電に伴う信号機の停止により、トラック輸送の安全確保が困難な状況であったため、陸上自衛隊による輸送も活用した。



搬入された支援物資



### 4-1-3 自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援

自衛隊による支援活動は、震災発生直後から、平成30年（2018年）9月6日から北海道知事に撤収要請を受けて10月14日に終了するまでの39日間、被害が甚大であった厚真町・安平町・むかわ町を中心に、人命救助・道路啓開・給水支援・入浴支援・給食支援・輸送支援及び厚真ダム支援等が実施した。

厚真町では、富里浄水場が、施設裏山の大規模な土砂崩れにより機能を停止したため、厚真地区で1,188戸、上厚真地区で753戸の計1,941戸で断水が発生した。断水は、上厚真地区では9月24日までにほぼ解消したが、この自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援は人々の命を守ることとなった。

自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援の実施状況は、次ページの表に示すようなものだった。



出典：防衛省・自衛隊ホームページ「平成30年北海道胆振南部地震について〔活動状況写真〕」

■自衛隊による給水支援・入浴支援・給食支援

日	給水支援 (トン)	入浴支援 (人)	給食支援 (食)	日	給水支援 (トン)	入浴支援 (人)	給食支援 (食)
9月6日	42.6	－	1,300	10月1日	0.1	活動停止 <sup>※1</sup>	
7日	56.8	486	9,385	2日	2.2	360	2,133
8日	50.6	1,007	8,900	3日	1.5	293	1,911
9日	311.2	1,055	19,650	4日	1.3	335	1,632
10日	80.3	1,433	10,555	5日	0.6	213	1,157
11日	75.7	1,667	8,750	6日	－	－	1,728
12日	115.6	1,710	7,715	7日	－	－	活動停止 <sup>※2</sup>
13日	79.7	1,869	7,829	8日	－	－	1,148
14日	74.3	1,580	8,890	9日	－	－	624
15日	73.8	1,456	8,269	10日	－	－	856
16日	56.6	1,415	7,646	11日	－	－	763
17日	22.9	1,526	6,369	12日	－	－	615
18日	20.0	758	7,476	13日	－	－	309
19日	19.9	781	5,430	14日	－	－	208
20日	20.4	748	4,420	合計	1,186.90	24,091	166,963
21日	13.7	683	4,872				
22日	17.8	600	4,585				
23日	9.2	623	4,541				
24日	8.8	662	4,034				
25日	5.4	620	3,478				
26日	6.6	571	2,572				
27日	7.1	571	2,100				
28日	6.2	552	2,512				
29日	5.0	517	2,601				
30日	1.0	活動停止 <sup>※1</sup>					

※1：9月30日と10月1日の入浴支援と給食支援は台風24号の影響で活動停止

※2：10月7日の給食支援は温帯低気圧の影響で活動停止

出典：防衛省「平成30年北海道胆振東部地震に係る防衛省・自衛隊の対応について」平成30年10月14日



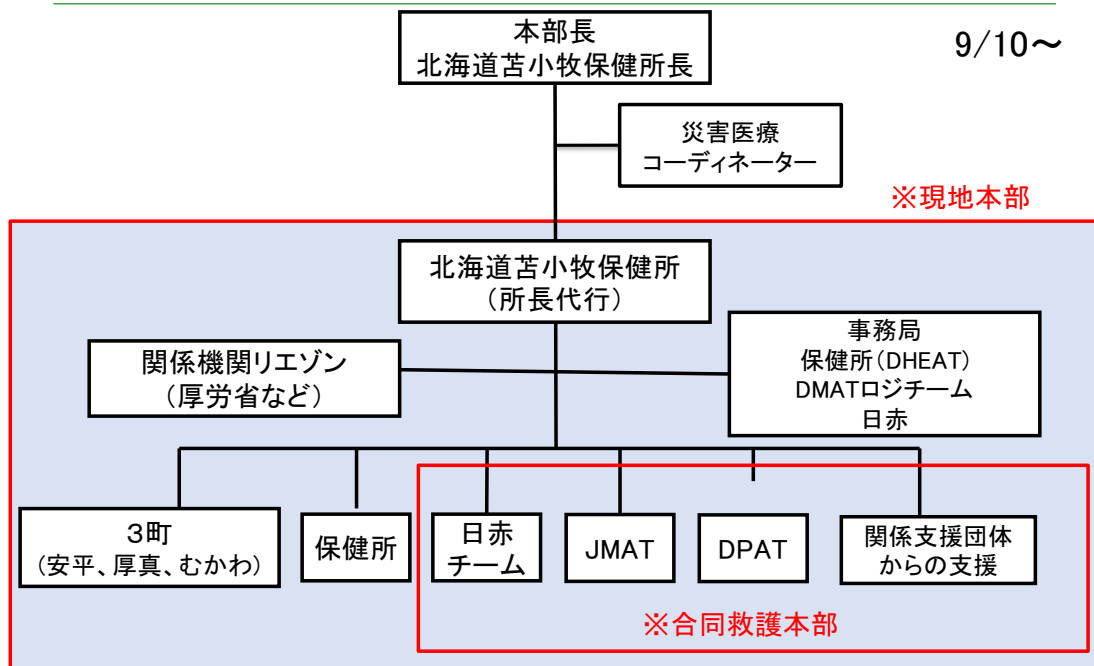
## 4-1-4 医療救護活動

北海道胆振東部地震発生後の平成30年（2018年）9月6日3時17分、苫小牧保健所が、安全確認・職員招集・情報収集等の活動を開始。3時42分には国のDMAT（災害派遣医療チーム）本部が設置され、日本DMATに対し、待機要請が発せられた。3時50分には北海道DMAT調整本部が設置され、2分後にはEMIS（広域災害救急医療情報システム）災害モードに切り替えられ、厚生労働省に活動開始を連絡。6時3分には、DMATの活動拠点本部が苫小牧市立病院に設置されたのに続き、厚真町においては、11時40分に厚真町総合福祉センターに日赤現地災害対策本部が設置された。

またJMAT（日本医師会災害医療チーム）も活動を開始。9月10日には、東胆振東部3町医療救護保健調整本部が置かれ、日赤が主体となって本部機能を構築できていた厚真町以外の被災地の支援に当たることとなった。

### 東胆振東部3町医療救護保健調整本部の組織図

## 東胆振東部3町医療救護保健調整本部 組織図



出典：北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室「現地保険医療活動の概要について」

\* リエゾンとは、フランス語のLiaisonで、「仲介、橋渡し等」という意味。災害が発生、または災害が発生するおそれのある被災自治体に、必要な人材を直ちに派遣して情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行い、その後の円滑な支援活動に貢献することを目指した制度。リエゾンを通じて被災自治体との円滑な情報共有を図ることにより、迅速な応急復旧等の支援が可能になる。



東胆振東部3町医療救護保健調整本部

■医療提供体制の確保に係る主な活動

項目	医療機関の状況把握・支援	救護所・巡回診療
概要	医療機関の被災状況の確認(電話、現地確認等) / EMIS (広域災害救急医療情報システム) 等による情報共有 / 物資等の手配(燃料・医療資材等) / 災害拠点病院への患者受入 / 被災医療機関への人的支援	救護所や避難所における被災者の診療 / 避難所における被災者の健康状況確認
時期	9月6～25日	9月6～20日
実施機関	DMAT・日赤・JMAT・保健所	DMAT・日赤・JMAT
活動場所	各市町	厚真町・安平町・むかわ町
活動拠点	苫小牧市立病院(9月6～9日) 厚真町総合福祉センター(9月6～25日) 苫小牧保健所(9月6～25日)	苫小牧市立病院(9月6～9日) 厚真町総合福祉センター(9月6～25日)

出典：北海道胆振総合振興局保健環境部 苫小牧地域保健室「現地保健医療活動の概要について」平成30年胆振東部地震災害検証委員会(第2回)

## 4-1-5 ボランティア

平成30年（2018年）9月7日15時30分に、厚真町社会福祉協議会の事務所内に災害ボランティアセンターが立ち上げられた。

翌8日には、町と調整した上で、本郷地区にある旧かしわ保育園施設を活動拠点として使用することが決められた。9日、ボランティア活動資機材の搬入や、受入のための駐車場確保等の準備にとりかかった。そして10日、活動の調整・受入のための電話回線やインターネット通信環境等が整備されると、Facebookを開設。翌日11日から本格的にボランティア活動を開始した。その結果、平成30年9月だけで3,193人のボランティアが、682件で活動した。

活動件数の内訳は次のように多岐にわたった。

### 多岐にわたったボランティア活動



災害ボランティアセンター



多くのボランティアが集まった



飲料・生活用水の運搬、避難所清掃、支援物資仕分け・運搬、家屋・納屋等の片付け、家財運搬・整理清掃、災害ゴミの運び出し・運搬・分別、炊き出し支援、サロン・集いの開催支援、屋根の補修、仮設住宅等への引っ越し支援、託児支援補助、郷土資料片付け・整理、倒木除去、ゴミ拾い、花壇の片付け、イベント支援、薪の積み直し、斜面のブルーシート張り、福祉事業所の補助や、NPO等外部団体と連携しての倒壊家屋からの家財・貴重品等の取り出し、モバイル仮設住宅設置のための環境整備（枝切・倒木処理）など。

中でも、サロンをはじめとする交流や運動支援などについては、長期にわたって活動が継続した。



## ■ ボランティアの活動状況

	活動者数		活動件数	
	月 計	累 計	月 計	累 計
平成30年 9 月	3,193		682	
平成30年10月	692	3,885	168	850
平成30年11月	322	4,207	93	943
平成30年12月	321	4,528	48	991
平成31年 1 月	78	4,606	11	1,002
平成31年 2 月	113	4,719	24	1,026
平成31年 3 月	61	4,780	21	1,047
平成31年 4 月	57	4,837	17	1,064
令和元年 5 月	57	4,894	10	1,074
令和元年 6 月	95	4,989	25	1,099
令和元年 7 月	132	5,121	35	1,134
令和元年 8 月	55	5,176	12	1,146
令和元年 9 月	118	5,294	33	1,179
令和元年10月	56	5,350	12	1,191
令和元年11月	57	5,407	14	1,205
令和元年12月	18	5,425	5	1,210
令和 2 年 1 月	10	5,435	3	1,213
令和 2 年 2 月	8	5,443	1	1,214
令和 2 年 3 月	0	5,443	0	1,214
令和 2 年 4 月	0	5,443	0	1,214
令和 2 年 5 月	2	5,445	1	1,215
令和 2 年 6 月	4	5,449	3	1,218
令和 2 年 7 月	3	5,452	2	1,220
令和 2 年 8 月	0	5,452	0	1,220
令和 2 年 9 月	18	5,470	2	1,222
令和 2 年10月	33	5,503	6	1,228
令和 2 年11月	0	5,503	0	1,228
令和 2 年12月	1	5,504	1	1,229

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害ボランティアセンター活動記録誌 感謝(社会福祉法人厚真町社会福祉協議会)」



ボランティアの活動は多岐にわたった

## 4-1-6 義 援 金

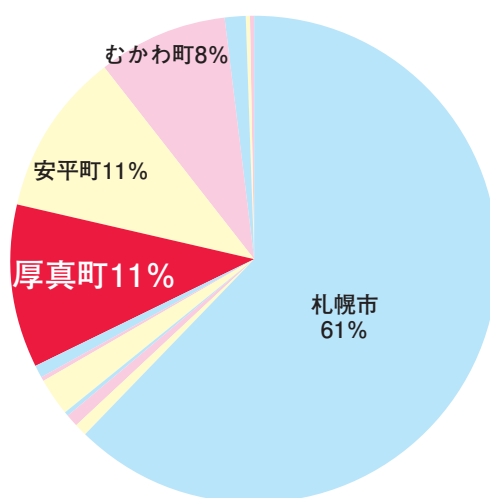
北海道では、北海道地域防災計画に基づき、北海道災害義援金募集委員会（事務局：日本赤十字社北海道支部）において、義援金の受付を行った。義援金は、平成30年（2018年）9月12日から令和2年（2020年）3月31日までの受付期間中に57億341万2,998円が集まり、被災した35市町村に対して、第5次配分（令和2年5月決定）までに配分された。

■北海道災害義援金の配分額（単位：円）

市町村名	配分累計額	市町村名	配分累計額	市町村名	配分累計額
夕張市	100,000	北広島市	140,846,883	<b>厚真町</b>	<b>617,500,000</b>
美唄市	700,000	石狩市	27,233,888	安平町	614,887,670
三笠市	2,082,073	当別市	3,497,700	むかわ町	489,900,000
南幌町	800,000	新篠津村	100,000	日高町	76,700,000
由仁町	1,356,415	小樽市	1,900,000	平取町	14,500,000
長沼町	2,800,000	ニセコ町	56,415	新冠町	500,000
栗山町	2,100,000	岩内町	100,000	新ひだか町	5,056,415
沼田町	100,000	室蘭市	2,100,000	函館市	600,000
札幌市	3,523,257,687	苫小牧市	48,600,000	森町	300,000
江別市	59,575,174	登別市	4,400,000	帯広市	800,000
千歳市	42,846,883	白老町	569,244	士幌町	500,000
恵庭市	16,946,551	洞爺湖町	100,000	合 計	5,703,412,998

出典：北海道災害義援金分配委員会「分配額一覧」より作成

■義援金の配分比率（小数点以下は四捨五入）



道配分の義援金は、厚真町に6億1,750万円が配分されたが、町内で次のように配分された。

### ■道配分の義援金の配分表

#### 〈人的被害〉

被害区分	配分金額	対 象
死亡者	100万円/ 1人	災害死・関連死認定
重傷者	50万円/ 1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けたもの (医師の診断書が必要)

#### 〈住家被害〉

被害区分	配分金額	対 象
全 壊	100万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が全壊(家屋の自己所有居住者又は借家居住借主)
半 壊 (大規模半壊の方も含む)	50万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が大規模半壊・半壊(家屋の自己所有居住者又は借家居住借主)
一部損壊 (半壊に至らない方も含む)	10万円/ 1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が自己所有居住又は借家居住借主及び震災時点(9月6日)で住民票が無いが、居住実態を確認でき、家屋が自己所有居住又は借家居住借主

出典：厚真町ホームページ「義援金の配分」

厚真町には、国内外の人々から多くの義援金が直接届けられた。厚真町では、義援金の受付を令和3年(2021年)10月5日を持って終了したが、義援金の受入総額は8億8,285万2,000円に上った。この義援金は、次のように、地震により被害を受けられた方たちの日常生活の再建に活用されることとなった。

### ■町配分の義援金の配分表

#### 〈人的被害〉

対象となった方	配分金額	対象内容
①死亡された方	50万円/ 1人	災害死・関連死認定
②死亡された方	15万円/ 1人	災害弔慰金において、死亡者(関連死を含む)と認定されなかった方で避難所又は仮設住宅で生活し亡くなった方(平成31年3月31日までの期間に限る)
③重傷を負われた方	10万円/ 1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けた方(医師の診断書が必要)



〈住家被害〉

対象となった方	配分金額	対象内容
④住家が「全壊」した家屋	50万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が全壊(自己所有居住者)
同 上	9万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が全壊(借家居住者借主)
⑤住家が「大規模半壊」した家屋	40万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が大規模半壊(自己所有居住)
同 上	9万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が大規模半壊(借家居住者借主)
⑥住家が「半壊」した家屋	40万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が半壊(自己所有居住)
同 上	9万円/ 1家屋	罹災証明書(罹災者区分が物件居住者)が半壊(借家居住者借主)
⑦半壊に至らない家屋(家財被害を含む)	15万円/ 1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が自己所有居住及び震災時点(9月6日)で住民票は無いが、居住実態を確認でき、家屋が自己所有居住
同 上	7万円/ 1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が借家居住者借主及び震災時点(9月6日)で住民票は無いが、居住実態を確認でき、家屋が借家居住者借主

〈住宅再建〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑧住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」した世帯で住宅を新築又は購入した場合	120万円/ 1家屋	120万円/ 1家屋

### 〈住家修繕〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑨「全壊」「大規模半壊」「半壊」の住宅を修繕した場合	60万円/ 1家屋	外壁・内装・床・ドア・浴槽・トイレ・電気配線工事・水道配管工事などの修繕費用が1万円以上の場合。 ※1：家財・物置・舗装工事・外構工事などは対象外。 ※2：被災住宅応急修理の支給を受けている方は、その分を費用から控除して算定。 ※3：支給額は万円未満切り捨て。
⑩一部損壊の住宅を修繕した場合	30万円/ 1家屋	同上

### 〈宅地修繕〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑪罹災程度を問わず	上限10万円	宅地の流入土砂撤去や宅面の亀裂修繕などの費用が1万円以上の場合 ※支給額は万円未満切り捨て

### 〈その他〉

対象となった方	配分金額	対象内容
⑫各自治会のコミュニティ維持再建等	100万円/ 1自治会	町内34自治会

出典：厚真町ホームページ「義援金の配分」

## 4-2 避難生活支援

### 4-2-1 関係各所による避難生活支援

地震により大きな被害を受けた市町村では、避難所の開設を行ったものの、限られた職員で他の災害対応業務と併せて避難所を長期的に運営することが困難であり、支援体制を早期に構築する必要があった。そのような中、関係各所より様々な支援が実施された。

#### (1)国の支援

国は平成30年（2018年）9月6日には、道庁に「政府現地連絡調整室」を設置。避難所への物資供給や避難所運営の体制づくりに向けた支援を実施したほか、平成30年3月に構築していた「被災市区町村応援職員確保システム」の枠組みにより、他県の応援職員を被災市町村へ派遣し、避難所の運営等の支援を行った。

#### (2)道の支援

道は、厚真町・安平町及びむかわ町の被災3町の避難所運営のため、9月6日から12月21日までの間、延べ6,038人の職員を派遣するとともに、関係機関と調整の上、被災3町に対し、健康相談班や災害支援ナース・心のケアチーム等を派遣した。



救急・看護支援の様子



### (3)道警察の支援

道警察では、女性の立場での温かい対応を通じて、避難者の心のケアに当たっていく目的で、女性警察職員により編成された生活安全部隊（通称「はまなす隊」）が避難所を巡回し、被災者の要望等の把握を行うとともに、要望に応じて留守宅の警戒活動を強化する等の活動を行い、被災者が安心して避難生活を送るための活動を実施した。

### (4)その他の支援

さらに、他県・市町村・関係機関・ボランティアにより、人的資源や食料・生活用品等の物的資源が被災市町村へ提供されるとともに、避難所で炊き出しなどによる食事支援が行われた。

通常、避難所における炊き出しは避難所ごとに行うのが基本とされていたが、幸いなことに、厚真町の総合ケアセンターゆくりには大きな調理室があり、ほとんど被害も受けず、すぐに使える状態だった。そこで、保健所の食品衛生担当者に確認してもらった上で、6箇所での炊き出しは、その調理室で一括してつくることにし、「有限会社フードあつま」の職員の方々に当たってもらうこととなった。

また、高齢者・障害者・乳幼児など、災害時に特別な配慮が必要となる人（要配慮者）への福祉的支援においては、市町村・関係機関が、要配慮者のための福祉避難スペースを確保したほか、歩行器等の福祉用具の貸出し、物資の提供を行うとともに、道は被災市町村からの要請に応じて、生活相談員・介護職員等からなるDCAT（災害派遣福祉チーム）を派遣した。

その一方で、福祉避難所の開設状況や避難の方法等について、要配慮者へ情報が十分に行き届かなかった事例や、要配慮者向けの物資や資機材について、避難所に常備する備蓄品が乏しく、要配慮者への対応に苦慮する場面もあったことが報告されている。

加えて、ロータリークラブをはじめとする奉仕団体の支援も数多く寄せられ、応急仮設住宅へのエアコン設置など、避難住民の生活の質向上に役立てられた。

## 4-2-2 応急仮設住宅

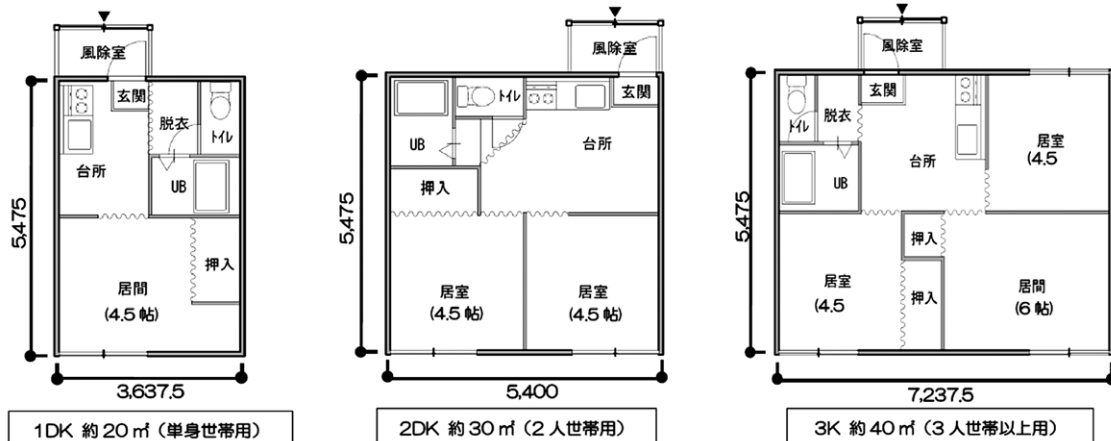
厚真町は、北海道と災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設について協議し、北海道が建設型としてプレハブ住宅153戸、トレーラーハウス8戸を建設・設置、借上型としては民間賃貸住宅の提供、そのほか町として公営住宅等の提供を行うこととした。

入居要件は、災害時点（平成30年9月6日）に厚真町に住所を有し、次の①～③の要件全てを満たす人で、仮設住宅の設置期間は原則2年となっていた。

### 入居条件

- ①地震により住宅が全壊のため居住する住宅がない人
  - ・二次災害などにより住宅が被害を受けるおそれがある人
  - ・ライフラインが途絶している人
  - ・地すべりにより避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない人
  - ・半壊であっても住宅としての再利用ができず住宅に居住できない人
- ②自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない人
- ③災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない人

### 建設型応急仮設住宅の平面図



### 応急仮設住宅 (建設型)



## ■ 応急仮設住宅の設置及び入居状況

区 分		最多世帯数	最多人員	入居開始
建設型仮設住宅	プレハブ住宅	127	289	第1期：平成30年11月1日 第2期：同年11月30日
	トレーラーハウス	8	17	
借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）		18	30	同年9月27日
公営住宅一時使用		27	63	同年9月8日
トレーラーハウス（町）		3	7	同年12月27日
合 計		183	406	

出典：「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）より作成

## ■ トレーラーハウス



## ■ 福祉仮設住宅

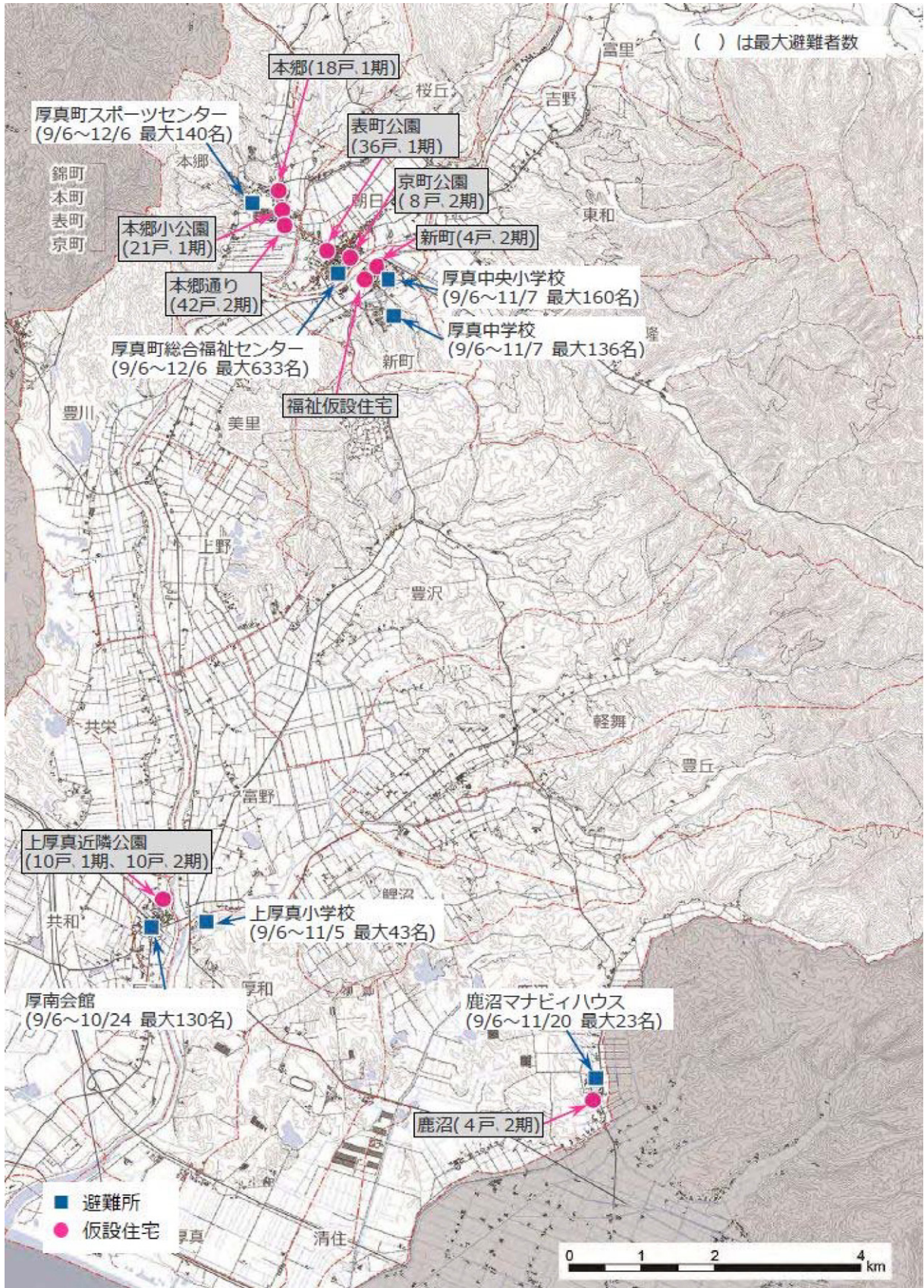
また、被災した社会福祉施設の入居者が震災前に近い形で共同生活を送ることができる大型の福祉仮設住宅が全国で初めて整備された。

区 分	設置地区	施設概要	設置時期
福祉仮設住宅	厚真地区1箇所	住居棟 12人×1棟 24人×1棟 集会所×1棟	平成31年1月21日入居開始

出典：「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）より作成



避難所及び仮設住宅等の位置図



出典：「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）